

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026 (女性版骨太の方針 2026)

令和 8 年 6 月 25 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

男女共同参画推進本部

目次

はじめに	1
I 女性の生涯にわたる健康支援	2
1. 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進	
2. ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進	
3. 企業・保険者等における対応の推進	
II 17の戦略分野における女性活躍	6
1. 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成	
2. 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築	
3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容	
III 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり	13
1. 地域の様々な主体の連携・協働の強化	
2. 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出	
3. 地域社会を支える男女共同参画の推進	
IV 安全・安心が確保される社会の実現等	16
1. 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策などの取組強化	
2. 男女共同参画の視点からの防災の推進	
3. WPS（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化	

はじめに

女性活躍・男女共同参画は、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現や、我が国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素である。また、我が国の重要かつ確固たる方針であるとともに、国際社会で共有されている規範であり、本年3月に閣議決定した「第6次男女共同参画基本計画」（以下「6次計画」という。）に基づき、女性活躍・男女共同参画に係る施策を一層強力に推進していく。

我が国の女性活躍は、政策面での充実や、経済団体や企業による取組が進められた結果、女性の就業者数・就業率の増加や役員・管理職に占める女性割合の上昇などの成果を上げてきている。こうした成果の上に立ち、女性活躍の裾野を更に広げるとともに、一段高いレベルで進めていくため、従来からの取組に加え、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つを重点分野として焦点を当て、戦略的、体系的に取組を強化していく。

1点目が「女性の生涯にわたる健康支援」である。「健康」は、個人の生活の質に直結する課題であるとともに、社会において持てる力を十分に発揮する上でも重要である。女性は男性よりも若年期から様々な健康課題と向き合うことが多く、性差に由来する健康課題への対応や、ライフステージに応じた支援など、生涯にわたり女性が適切な健康支援を受けることができるよう、取組を進めていくことが必要である。

2点目が「17の戦略分野における女性活躍」である。我が国の経済成長に欠かせない17の戦略分野に対し官民が重点投資を強化していくところ、こうした分野における女性活躍は総じて進んでいない状況にあり、「のびしろ」が大きく、17の戦略分野における女性の活躍は、多様な視点によるイノベーションや担い手の拡大に加えて、女性の所得向上にも資する重要なものである。特定の産業分野や職業が男性のものという思い込みが女性の活躍を狭める要因ともなっているため、企業の行動を変えていくことも重要である。

3点目が「女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」である。国レベルでの法制度の整備のみならず、男女共同参画の取組の裾野を全国各地の地域や多様な主体に広げていくことが、ひとりひとりの女性の経済的自立・所得向上、多様な働き方の実現、地域活動の充実とともに、人口減少が進む中において持続可能で活力ある地域社会を実現するために極めて重要である。

また、これらの取組を進める前提として、誰もが安全・安心に生活ができる環境整備が必要である。

あわせて、全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、社会のあらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

I 女性の生涯にわたる健康支援

生活の質を高める上でも、また、更なる活躍の場を広げていく上でも、心身の健康を確保できる環境の整備は重要である。健康課題には性差があることから、女性の生涯にわたる健康支援に当たっては、性差に起因する健康課題への対応を一層加速させる必要がある。また、全ての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。こうした取組は、国民の健康寿命の延伸にもつながるものであり、「攻めの予防医療」の観点からも取組を強力に進めていくことが求められる¹。

特に働く女性は、ライフイベントに伴う体調変化が、就労継続意思や労働生産性にも影響することから、企業における女性の健康管理の取組は、個人の疾病の予防や治療にとどまらず、従業員の仕事と生活の調和を支え、働きたい女性の望まない離職を減らし、そのパフォーマンスを最大限に活用するための仕組みづくりにもなる。このため、令和7年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が明確化されたところであり、企業の取組や職場の理解について世代間や地域間の格差が指摘されていることに留意しつつ、必要な取組を進める。なお、企業における従業員の健康支援は、男性が働きやすい環境の整備にもつながるものである。

女性の生涯にわたる健康を支援するため、「女性の健康総合センター」の機能強化など、更年期世代の女性の健康課題への対応を始めとして、性差に由来する健康課題に対応する医療を推進する。また、若年期からの健康管理等の観点から、学童・思春期から老年期までのライフステージの各段階において、学校・職場・地域などの様々な場における対応を強化する。さらに、中小企業等における健康経営の推進、データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」の構築、フェムテックの活用やヘルスケア産業の育成などの取組を進めることにより、また、予防・健康インセンティブの強化を通じて、企業・保険者における健康投資を加速させていく。

1. 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

- ・女性の健康総合センター等において、AMEDや関係府省などの各種研究事業を活用しながら、医薬品・医療機器の開発も含め女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進するとともに、同センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させる。【厚生労働省】
- ・更年期障害に苦しむ男女や骨粗しょう症、関節リウマチなどによって中高年期の女性に起こる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方に基づいたガイダンスを作成する。また、この考え方を、研修等を通じて医療機関に周知するとともに、更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関を見える化する方策を検討する。【厚生労働省】
- ・女性の健康課題に関するリテラシーを向上させるために、ポータルサイトにおいて科学的根

¹ 「攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議」（令和7年12月24日内閣総理大臣決裁により開催）において議論が重ねられ、令和8年5月25日に論点と取組の方向性が示された。

拠に基づく情報提供を推進する。また、女性の健康課題に関する地域の取組を後押しするとともに、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を検討する。【厚生労働省】

- ・医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実に向けた検討を行う。【文部科学省】

2. ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

(1) ライフステージごとのリテラシーの向上と行動変容のための取組

- ・学校における児童生徒の発達段階を踏まえた保健指導について、医療関係者等の外部講師の活用を含め充実を図ることにより、生涯にわたり、自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力（ヘルスリテラシー）の基礎を培う。【文部科学省】
- ・性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計（ライフデザイン）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組を進めるに当たっては、「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、関係府省が連携の上、教育機関における取組と相補的に進めるとともに、企業においてライフステージに応じた健康課題に関する知識が身に付けられるよう普及啓発を図る²。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ・月経随伴症状等について、学校における適切な理解を促進するとともに、入試において、月経随伴症状等を含む本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由による欠席等については、そのことのみをもって不利に取り扱わないことや、当初予定の試験日程で受験できない場合には、受験機会の確保のため柔軟な対応に努めることなど、関係機関に配慮を促す。【文部科学省】
- ・性と健康の相談センター事業において、思春期、不妊症・不育症や基礎疾患への対応を含む妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。【こども家庭庁】
- ・職場健診の標準的な問診票に、女性特有の健康課題に関する質問が追加されたことを踏まえ、事業者や健診実施機関に対して、女性特有の健康課題に係る問診の実施を働き掛け、その結果を受けた職場環境の整備について周知・支援を行うとともに、受診者に対して、健診実施機関による問診結果を踏まえた必要な情報提供や専門医への受診勧奨等を推進する。【厚生労働省】
- ・働き方にかかわらず、全ての労働者が最大のパフォーマンスを発揮できるよう、メンタルヘルス対策を含む労働者の健康確保を推進していく。【厚生労働省】

² 我が国のプレコンセプションケアの概念は、WHOの定義より広い独自のものであることに留意する。また、こどもに関しては、長期的な健康管理を見据えながら、「こどもの心身の健康」に関する取組の一環として、発達段階に応じて必要な取組を実施する。

- ・令和7年に改正された女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援に係る取組が進むよう、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組など一般事業主行動計画に位置付けた取組の促進、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度等を設けているなど積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みである「えるぼしプラス」認定の取得促進、ホームページ等による企業の事例の周知等を図る。【厚生労働省】
- ・母子健康手帳のデジタル化や記載内容を充実させることなどを通じ、全ての妊産婦が自らの健康状況に目を向けるための環境整備について検討する。妊婦健診等における指導に基づき、個々の妊産婦の状況に応じた母性健康管理措置等が行われるよう、企業や女性労働者への周知徹底等を図る。また、産後ケア事業の質の向上・量の拡大を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ・骨粗しょう症検診や子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図ることに加え、特定健診について休日・夜間実施の促進や受診勧奨の好事例の横展開等、市町村による健診・検診の受診率向上のための取組を進める。【厚生労働省】
- ・更年期障害に苦しむ男女や骨粗しょう症、関節リウマチなどによって中高年期の女性に起こる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方に基づいたガイダンスを作成する。また、この考え方を、研修等を通じて、医療機関に周知する。【厚生労働省】（再掲）
- ・男性と比較した運動・スポーツ実施率の低さや、30代から40代女性の体力低下傾向を踏まえ、女性の運動・スポーツへの参加を促すため、女性向けの運動・スポーツプログラムを推進し、「健康インフラ」を構築するとともに、女性の運動・スポーツ実施の重要性に関する社会全体の理解増進を図る。また、女性アスリートの妊産期、産後支援を含む健康課題等の解決に向けた取組を推進する。【文部科学省】

（２）性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進

- ・バイオバンクにおけるゲノム・オミックス情報や臨床情報等の充実により、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化する。【文部科学省】
- ・性差を考慮した研究提案に関して、疾病における性差の状況を含め研究者の性差に対する認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、AMEDの研究事業において、研究提案書の記載や評価における性差考慮に係る統一的なルール策定や、性差に由来する健康・医療上の課題に関する研究公募枠の充実等に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ・働く女性の健康領域について、国内外の研究を体系的に収集・評価して有効性等の根拠と推奨を示した医学会による指針の作成過程で明らかとなったエビデンス不足領域に対し、重点的に研究開発を推進する。また、当該指針も参考にした科学的根拠に加え、費用対効果等の経済的根拠を備えたサービスの開発と社会実装を後押しし、エビデンス創出と指針の更新・

拡充、社会実装が相互に高まる好循環を目指す。【経済産業省】

3. 企業・保険者等における対応の推進

(1) 予防・健康インセンティブを通じた、企業・保険者における健康投資の加速

- ・データの集積・活用の推進を通じて、A Iによる健康課題の分析や効果的な保健事業の選択肢の提示等を可能とする「予防医療モデル」の発展・精度向上を図るとともに、データヘルスを基盤とした当該モデルを活用した保険者による予防・健康づくりの成果創出を促すため、保険者へのインセンティブの在り方を検討し、あわせて事業主が保険者と連携して社員の健康づくりを行う仕組みであるコラボヘルスを強化する。【厚生労働省】

(2) 地域の関係者との連携を通じた、中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化

- ・自治体や地域の経営支援機関と健康づくり支援機関の連携強化により、中小企業における女性の健康課題を含む健康経営の取組を支援するとともに、引き続き企業や経営支援機関を対象とした女性の健康サポートデスクを設置し、フェムテックの活用や中小企業における女性の健康課題を含む健康経営への取組をより促進する。また、健康経営優良法人の認定を受けた中小企業に対する補助金についての加点措置のインセンティブを実施する。さらに、地域で健康経営コンサルティング等を行っている民間事業者を活用し、地域の課題に応じた健康経営の推進を図る。【経済産業省】

(3) 多様なニーズに対応したヘルスケア産業の創出・振興

- ・科学的根拠に基づくヘルスケアサービスの社会実装を加速するため、フェムテック分野等において、アカデミアを中心とした予防・健康づくりに対する効果のエビデンス構築のための研究を支援するとともに、エビデンスに基づくサービス開発を行う事業者に対する支援を実施する。【経済産業省】
- ・P H R（Personal Health Record）の利活用の推進を図るため、相互運用性や情報セキュリティを確保したデータ流通基盤の設計・開発を進めるとともに、地域の医療機関・薬局・介護事業所・健診機関等の関係者と、当該基盤を活用したP H R活用のフィールド実証を実施する。【総務省】

Ⅱ 17の戦略分野における女性活躍

政府では、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、我が国経済の更なる成長の実現を目指しており、今後成長戦略を講じていく17の戦略分野（以下「戦略分野」という。）を定めている。こうした中、女性の活躍のステージを飛躍的に上昇させていくことは、多様性の向上を通じたイノベーションの拡大や事業変革の促進により、生産性や企業価値を高め、我が国経済の発展に資するものである。

一方、戦略分野では、総じて、労働者・管理職・役員に占める女性の割合が低いなど、女性の進出、活躍が進んでいない。特に、理系人材が不足している。背景としては、大学等の理工系の女性の学生が少ないことなどがあり、柔軟な進路選択を可能とする教育が必要である。さらに、現場での業務においても女性の進出が少ない分野があるとともに、デジタル系人材については、分野を問わず、女性労働者の割合は低い。女性の労働者が一定程度進出している戦略分野であっても、就業継続や、待遇改善、キャリアアップ、管理職や役員への登用などが課題となっている。女性活躍の場を広げていく上でも、戦略分野における女性活躍の推進は重要である。

加えて、戦略分野の産業界・企業側において、女性活躍を重視して取組を進めていくことや、同分野の魅力を積極的に発信し、男女の意識を変えていくことも重要である。また、成長戦略を推進する中で女性活躍が進むことは、地域における女性活躍の視点からも重要である。

戦略分野に関するこうした状況や課題を踏まえ、6次計画に盛り込まれた取組とともに、戦略分野における女性活躍に向けた取組を推進する。その際、各分野における取組の好事例を収集し、他の戦略分野に関連する業界にも広く周知する。

1. 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

（1）理工系女子人材の倍増

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部の女子学生数割合について、直近の状況（2025年、18%）から2040年に36%への倍増を目指す。このため、戦略分野への学部等の新設・転換の推進や理工系への進路選択のための取組などを進める。【関係府省】

（2）大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

- ・将来の社会・産業構造の変化等を踏まえ、大学における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却を図るための成長分野への学部転換等の促進、文系学部も含めた大学全体としての数理・データサイエンス・AI教育の高度化の推進に取り組む。【文部科学省】
- ・地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、実践的技術者教育を担う高等専門学校（以下「高専」という。）の新設等を促進する。その際、積極的な周知活動や多様性に配慮した入学者選抜等を通じ、女子学生の確実な確保を進める。【文部科学省】
- ・新しい産学連携の形として、産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」の取組を推進する。【文部科学省、経済産業省】

（3）大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

- ・女性の割合が低い分野において大学への入学者の多様性を確保し、女性の有するポテンシャル

ルを十分に発揮できるようにすることは、大学の教育研究の質を向上させ、ひいては戦略分野を始め当該分野の人材育成を強化する観点から重要である。そのため、大学等における理工系分野の女性など入学者の多様性を確保する観点から対象になると考えられる者に関し、合理的な理由なく単に属性のみを理由とした一律な差異を設けることなく、公平性・公正性を確保した大学入学者選抜の実施や環境整備等の積極的な取組を促進する。このような学生の多様性の確保に資する取組を実施する大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。【文部科学省】

- ・女性研究者の研究力向上等を推進するダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ等により、科学技術人材の育成に向けて、女性の理工系進路選択を促進し、理工系大学院の女子学生を増加させるための取組を行う大学院等に対して支援する。【文部科学省】
- ・文理を問わずデジタル社会で活躍するための理数的素養を学生が身につける、大学や高専における数理・データサイエンス・A I 教育の推進を図るとともに、数理・デジタル系分野を中心に、入学後も学生が希望するコース等を選択できる学びの実現も促進する。【文部科学省】
- ・航空分野におけるパイロットの女性比率を世界トップレベルに引き上げるため、我が国唯一の公的なパイロットの養成機関である独立行政法人航空大学校の入学要件・試験の見直しや受入環境の整備等に取り組む。【国土交通省】
- ・海洋分野における人材の育成に当たっては、国立大学等が保有する船舶において、女性に配慮した環境整備を促進する。【文部科学省】

(4) 専門高校・専修学校専門課程における人材育成

- ・地域産業や社会の課題を解決できる人材を育成するため、地域の産業界と連携・協働した職業教育や先端分野の専門的な指導を通じた工業、農業等の専門高校の機能強化・高度化に資する取組を支援する。【文部科学省】
- ・専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）において、A I ・デジタル技術等の活用を始めとする生産性の高い人材を育成するための教育への転換を図っていく観点から、産業界や地域のニーズを踏まえた人材、労働生産性が高い人材、地域を支える人材などを育成する専門学校の教育環境を整え、教育の質の向上を促すための支援を行う。【文部科学省】

(5) 高校教育における理系人材の育成

- ・理数系素養を身に付け、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えて、文理の区分にとらわれない学び、科学的思考力の育成等を行うなど、文理横断的な学びに取り組む高等学校を支援する。【文部科学省】
- ・スーパーサイエンスハイスクール（S S H）支援事業により、先進的な理数系教育の実施による科学技術人材の育成・教育課程の研究開発に取り組む高等学校への支援を強化する。【文

(6) 女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

- ・女子生徒の理工系分野への進学を促進するため、女子中高生の理系進路選択支援プログラムにより、産学官・地域一体となって、女子児童・生徒、保護者及び教員を対象として理工系分野に対する興味・関心を喚起するとともに、次世代科学技術チャレンジプログラム（STEELA）等を通じて、その意欲・能力を伸長する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。【文部科学省】
- ・女性の理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員の理解促進を図るため、既存の教員研修プログラムの更新や内容の充実、研修で活用できる新たなコンテンツ開発等を行い、普及啓発を図る。【文部科学省】
- ・学校における、女子生徒の多様な進路選択を支えるための取組の充実を図りつつ、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与え得ることを踏まえ、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。【文部科学省】
- ・戦略分野を始めとし、地域産業にAIを始め理工・デジタル系人材の担い手が一層求められることを踏まえ、理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するために、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や、包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発を推進する。また、大学における管理職への女性登用や若手女性研究者支援を促進するとともに、起業のジェンダーギャップを解消するため、女性起業家との交流等の機会等を創出する。【文部科学省、経済産業省】
- ・女子児童・生徒、保護者等の理工系等への興味・関心を高め、理工系等への進路選択を促進するため、戦略分野における理工系分野等において活躍する身近なロールモデル等について積極的に情報発信を行う。【内閣府】
- ・社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。【文部科学省】

2. 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

(1) 戦略分野等への就業促進

- ・戦略分野等への転換を希望する女性の人材育成・就業促進等のため、戦略分野等成長分野のニーズに対応したり・スキリング推進の一環として、大学や専門学校等における社会人のための教育プログラムの開発や全学的な体制整備と収益化の推進等を行う。【文部科学省】
- ・成長分野等に必要な人材の育成に向けて、産業界等と連携して必要とされる人材像やスキルの把握、訓練の重点分野に係る中期的な方針等の策定、地域の産官学の連携のもと、地域の

人材ニーズ等を踏まえた訓練機会の創出等に取り組む。また、戦略分野等における教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組むことで個人の職業能力開発支援を進める。このほか、企業の人材育成に資するため、在職者に対する訓練の実施にも取り組む。【厚生労働省】

- ・エネルギーなどの戦略分野等における人材育成・確保を加速化するため、関連の産業界と協働した人材育成プロジェクトの実施や、業界団体による人材開発支援助成金の活用の促進等に取り組む。【厚生労働省】
- ・フュージョン分野、フュージョン技術に関連する分野の若手研究者・技術者向けの研修会・講演の開催など、就業継続や新規参入にも資するネットワーク作り等の取組を支援する。【内閣府、文部科学省】
- ・医療機器創出に携わる企業や医療従事者（特に小児・希少疾病領域）などを対象に、女性活躍を促進しつつ、人材の育成、リ・スキリングを実施する人材育成拠点の強化を行う。【文部科学省、厚生労働省】
- ・海洋分野において、国際的に遜色のない水準の達成を目指して女性活躍を推進するとともに、産業界での十分な処遇やキャリアパス、通信環境整備等の魅力ある労働条件及び労働環境の整備を促す。【内閣府】
- ・防衛産業分野において、現在、女性向けの採用パンフレットの作成や企業見学等が行われているが、今後とも、女性の理系人材の拡充を図るため、製造業や防衛産業の魅力について、官民一体となって広報活動を展開するほか、企業と大学が連携した女性エンジニア養成プログラムの開催や理工系専攻の女子学生に対する企業が独自に奨学金の支給など企業が取り組んだ好事例を他の企業へ共有し、業界における普及、啓発を行う。【経済産業省、防衛省】
- ・戦略分野等に関する国際機関における女性活躍を促進する。【関係府省】

（２）女性が働きやすい職場環境の整備

- ・体力面・筋力面で不安を招く業務が含まれる戦略分野³において、女性にとっても働きやすい職場環境の整備を図る観点から、ロボットの開発や遠隔操作の導入を促進する。【経済産業省、国土交通省、防衛省、関係府省】
- ・現場での業務が含まれる戦略分野や交替制勤務、深夜勤務、その他の不規則な勤務体系も含む戦略分野⁴における職場環境改善に向け、女性用のトイレ、更衣室、勤務時間に合わせ24時間対応可能な事業所内託児所の整備など企業の好事例を業界内に周知する。【内閣官房、経済産業省、国土交通省、関係府省】

（３）業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起

³ 造船分野、防衛産業分野、港湾ロジスティクス分野等

⁴ 造船分野、防災・国土強靱化分野、マテリアル分野、港湾ロジスティクス分野等

- ・建設現場における、女性を含めた全ての人が働きやすい環境整備に向けた意識改革等に取り組む。【国土交通省】
- ・建設業等で行われている企業の経営層等の意識改革や女性への業界の魅力発信などの取組は、他業界においても参考となり得るため、これら好事例を収集し、他の戦略分野に関連する業界に広く周知する。【内閣府、関係府省】
- ・企業等のトップが集う「輝く女性の活躍を加速するリーダーの会」への参加について、関係省庁等と連携しながら戦略分野の経営者に対して広く発信する。【内閣府】
- ・男女共同参画センター等の関係機関とも連携しつつ、全国各地における女性起業家支援の好事例についての横展開や、支援者とのマッチングなど各地域におけるエコシステムを支える女性起業家支援ネットワークの構築を図ることで、女性起業家を総合的に支援する。【内閣府、経済産業省】
- ・「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金調達支援を実施するほか、株式会社産業革新投資機構による女性キャピタリストを採用・育成する民間ファンドや女性起業家に積極的に投資する方針の民間ファンドへの出資等を促進し、女性の起業を引き続き後押しする。【経済産業省】
- ・経営戦略の実現に必要な知・経験を持った人材が、属性を問わず活躍することができる環境の整備と、組織文化の醸成を行うことで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげていく「ダイバーシティ経営」について、経営陣の考え方や具体的取組方法について示したレポートを各種支援ツールと併せて企業に対して発信する。【経済産業省】

3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

(1) 仕事と子育て・介護等との両立支援

- ・これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討する。【内閣官房、こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】
- ・事業所内保育等も含めた保育所、病児保育など、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を引き続き整備する。【こども家庭庁】
- ・仕事と子育て等とを両立しながら働き続けることができる環境整備を進めるとともに、子育て

て等により離職した女性の再就職についても、きめ細かな就職支援や子育て中の女性も参加しやすい職業訓練コースの提供等による支援を推進する。【厚生労働省】

- ・中小企業に対して、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入や業務の代替等の支援を実施するとともに、男女ともに労働者が円滑な育児休業の取得や職場復帰、その後の仕事・キャリア形成と育児との両立が図られる雇用環境を整備するため、専門家が中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。【厚生労働省】
- ・育児休業中の代替要員を新規雇用で確保した中小企業事業主、育児休業中又は育児短時間勤務利用中の労働者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した中小企業事業主等に対する助成金による支援を実施する。【厚生労働省】
- ・特別研究員 R P D（Restart Postdoctoral (RPD) Research Fellowships）等により、出産・子育て等のライフイベントに関わらず研究を継続できるよう、両立や復帰に向けた環境整備の取組を強化する。【文部科学省】
- ・女性研究者等が出産・子育て等で研究活動に支障を来さず能力を発揮できるよう、大学における保育所等の設置促進に向け、現状を把握する。【文部科学省】

(2) 仕事と健康課題の両立支援

- ・令和7年に改正された女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援に係る取組が進むよう、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組など一般事業主行動計画に位置付けた取組の促進、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度等を設けているなど積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みである「えるぼしプラス」認定の取得促進、ホームページ等による企業の事例の周知等を図る。【厚生労働省】（再掲）
- ・中小企業における女性の健康施策の導入を促進するとともに、より個人の状況に寄り添った質の高い健康経営を推進する。【経済産業省】

(3) 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現

- ・勤務時間、勤務地、職務・職種を限定した「多様な正社員」制度について、専門家による導入支援、好事例の周知やセミナー等を実施する。【厚生労働省】
- ・柔軟な働き方を選択できるフレックスタイム制について、制度の導入時における適切な労務管理を徹底するため、パンフレットや説明会等による周知を図る。【厚生労働省】
- ・地方においても時間や場所を有効に活用でき柔軟に働ける環境整備に向け、テレワークの導入・改善を検討している企業に対するコンサルティング等の各種支援策を推進する。【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

(4) ハラスメント対策

- ・女性起業家へのセクシュアルハラスメントを含めたハラスメントの防止に向けた、相談窓口設置やネットワーク形成のほかベンチャーキャピタルに対するコンプライアンス管理の体制確保のための業界団体周知等の取組を進めるとともに、令和7年に改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、カスタマーハラスメントを防止するための事業主の雇用管理上の措置義務等が規定されたことを踏まえ、改正法の円滑な施行を図り、これらの取組により、女性を含む起業家・労働者等に対するハラスメント対策に取り組む。また、女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策の更なる周知・啓発について検討する。【厚生労働省、経済産業省】

（５）待遇改善、正社員転換等

- ・同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて、見直しを行った「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知を徹底するとともに、施行状況の積極的な確認等により短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）等の履行確保を図る。【厚生労働省】
- ・男女間賃金差異の是正に向けて、常用労働者の数が101人以上の一般事業主に対する男女間賃金差異の公表義務の対象拡大など、令和7年に改正された女性活躍推進法の履行確保を図る。【厚生労働省】

（６）キャリアアップ、登用促進

- ・戦略分野等における教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組むことで個人の職業能力開発支援を進める。【厚生労働省】（再掲）
- ・非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指す環境の整備を引き続き図る。【厚生労働省】
- ・企業における役員や管理職への女性の登用を促進するため、女性活躍推進法に基づく企業の取組を推進するほか、女性役員の目標設定やその目標達成に向けて行動計画を策定している企業の好事例を企業や経済団体等に周知する。【内閣府、厚生労働省】
- ・女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方を検討する。【厚生労働省】

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

「女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」を進めるに当たっては、女性や若者を始めとする地域住民や地域の様々な関係団体が主体的に参画し、多様な立場の声が施策の立案・実施や地域の実践に反映されることが必要である。地域社会は、自治会や町内会等の地域団体、農業・商工業等の業界団体、防災・福祉・子育て支援等に関する取組などの様々な地域活動によって成り立っている。こうした場において、固定的な性別役割分担意識等の解消を図り、女性と男性がともに地域の担い手として参画し活躍できる環境を整備することを通じて、男女共同参画が地域社会全体の活力を生み出すものと認識することが重要である。また、産学官の連携等による地域産業に必要な女性人材の育成や地域における就業機会の創出は、「女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」を実現するとともに、地域の経済基盤の強化にも資するものである。

本年4月に本格施行された改正男女共同参画社会基本法により、地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を確保するように努めることとされた。また、関係者相互間の連携・協働の促進等を行う中核的な機関として本年4月に独立行政法人男女共同参画機構（以下「JGEPA」という。）が発足した。

JGEPAがナショナルセンターかつセンターオブセンターズとして、運営基盤や機能の強化を図り、効果検証を行いながら、地方公共団体を強力に支援していくことが求められている。

これらを踏まえ、地域の市民社会・若者・経済界・労働界等様々な主体の連携・協働の強化、強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出、地方議会・地方公共団体における取組や地域活動への男女共同参画の推進に重点的に取り組む。

1. 地域の様々な主体の連携・協働の強化

- ・地方公共団体において男女共同参画センターの機能を担う体制が確保され法に定められた役割が十全に果たされるよう、国とJGEPAが連携し、全国各地の地方公共団体に対し「男女共同参画センターにおける業務及び運営のガイドライン」を周知徹底するとともに、体制確保や取組の状況をフォローアップし、「見える化」を進める。【内閣府】
- ・地域女性活躍推進交付金により、男女共同参画センターが行う事業者団体や企業、大学、教育委員会や学校、地域コミュニティ、女性団体、若者等と連携・協働した取組を推進する。また、地域における連携と協働の円滑化のため、JGEPAにおいて、様々な全国団体や関係機関とのネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関が一度に会する全国会議やブロック会議を実施する。【内閣府、文部科学省】
- ・地方公共団体が男女共同参画に関する現状と課題を把握しエビデンスに基づく政策立案ができるよう、JGEPAにおいて、必要な統計データ等を都道府県のみならず市町村等の地域別に集計・整理・分析し提供する取組を進める。また、こうしたデータを適切に公表・活用し、地方公共団体の取組の進捗や成果を把握し、施策の改善に繋げる。さらに、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた広報啓発を行うとともに、貴重な資料のデジタルアーカイブ化を含め情報提供機能の構築を進める。【内閣府、文部科学省】
- ・JGEPAにおいて、地方公共団体の職員の専門性向上のための研修の質や量の向上と、その体系化を進める。また、戦略分野やデジタル分野における女性人材の育成を図るため、先

進的な事例の収集や関係機関と連携した研修プログラムの提供に向けた検討を行う。【内閣府、文部科学省】

- ・ J G E P Aにおいて、地方公共団体との間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの構築に向け制度設計を進める。地域における現状・課題の把握のための調査手法、関連施策分野との連携方法、事業展開に関するノウハウや事例を収集し特定の場所や方法にとらわれない多様な形で全国各地の地方公共団体への横展開を進める。【内閣府、文部科学省】
- ・ J G E P Aにおいて、女性の起業支援に係る人材を含め全国的な外部専門人材のデータベースを整備し、全国の地方公共団体における人材起用を推進する。【内閣府、文部科学省】

2. 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- ・ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携において行われるインターンシップ等のキャリア形成支援に関する取組の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。【文部科学省】
- ・ 地域における産業需要や人口動態を踏まえた戦略的な産業人材育成を進める観点から、地域ごとに、地域人材育成構想会議を開催し、産業界・教育界・労働界等が連携した具体的な人材育成を横断的に進める。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ 産業クラスターを形成し、地域における雇用を創出し、維持する。その形成に当たっては、産業界の需要を踏まえた大学、高専等の産業人材育成の推進等を行う。【内閣官房、経済産業省】
- ・ 地域未来戦略における産業クラスターの形成や成長戦略の戦略分野における女性人材（女性デジタル人材含む。）の育成・就業・起業、定着、役員・管理職への登用等について、地域女性活躍推進交付金等により、地方公共団体が行う取組を推進する。【内閣府】
- ・ 女性農業者が抱える多様な課題やニーズを踏まえ、農業分野における固定的な性別役割分担意識等を明らかにし、女性の参画・登用に向けた具体的な行動に繋げるためのジェンダーギャップの解消に向けた取組を進める。全国及び都道府県レベルでの女性農業者向け研修を実施し、地域リーダーとなる女性農業経営者を育成する。「農業女子プロジェクト」や女性グループ活動の支援、表彰を通じてロールモデルを提示する。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や農業現場における男女別トイレや託児スペース等の働きやすい環境整備を推進する。【農林水産省】
- ・ 農林水産団体等の理事等に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組等を一層推進すべく、地方公共団体・団体への個別の働き掛けとともに、地域農業を率い

る意思決定層を対象とした「農業リーダーズサミット」の開催等を通じて意識改革を進める。
【農林水産省】

- ・林業において、女性が活躍できる就業環境整備に向けた雇用主向け研修の支援、女性活躍に意欲的な女性林業従事者等を対象としたリーダー育成セミナーへの支援、表彰を通じたロールモデルの提示等を進めるとともに、水産業において、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」や漁村女性向けの研修や漁村女性グループ活動への支援、表彰を通じたロールモデルの提示等を進める。【農林水産省】

3. 地域社会を支える男女共同参画の推進

(1) 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ・女性の政治参画の拡大に向けて、「女性模擬議会」や「議会モニター」等の優良な事例に係る情報提供、ハラスメント防止のための取組等の実施状況やネットワーク形成等に係る情報収集及び女性の政治参画の障壁の解消に向けた調査等を通じて、地方公共団体の取組を支援する。【内閣府、総務省】
- ・女性職員の管理職等への登用拡大を図るため、育児と仕事の両立やキャリア形成の課題に対応した事例など、地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進する。また、地方公共団体に設置されている審議会等の委員への女性の参画状況を調査し、取りまとめて提供すること等により、審議会等委員への女性の参画を促進する。【内閣府、総務省】

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- ・地域運営組織（RMO）や自治会における女性登用の現状や課題、取組事例等について地方公共団体に対するヒアリング等により情報収集や分析を進める。【内閣府、総務省】

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

I～Ⅲの取組を進める前提として、個人の人權が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である。

そのため、性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策の強化に取り組む。特に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の支援体制の強化やこどもの性被害防止、ストーカー対策に向けた取組を進める。

また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災及び災害に強い社会の実現にとって必須である。意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保、平常時から防災に取り組む女性人材（女性防災リーダー）への支援などを強化する。

「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023–2028年度）」（以下「WPS行動計画」という。）も踏まえ、国内の防災・消防・災害対応においてもWPS（Women, Peace and Security: 女性・平和・安全保障）を着実に実施するとともに、我が国の経験や好事例を他国に共有する。

現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧氏併記が認められており、旧氏の通称使用の運用は拡充されつつあるが、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることもないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組む。

婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、こどもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

1. 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策などの取組強化

(1) 性犯罪・性暴力への対策の強化

① 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適正な運用

・令和5年の刑法等一部改正法及びいわゆる性的姿態撮影等処罰法⁵の制定等を踏まえ、性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について、相談機関や学校等の関係者を含め、周知を徹底するとともに、性犯罪に対して、法と証拠に基づき厳正に対処していく。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査等を着実に進める。【法務省、関係府省】

・性犯罪被害者等の心理的・精神的負担を軽減し、その供述の信用性を確保するため、専門家である外部講師等による研修の受講を進めるほか、関係機関と協力して代表者聴取の適切な実施に向けた取組を進める。【警察庁、こども家庭庁、法務省】

② ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化

⁵ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）

- ・個々の被害者の置かれた状況に応じて必要な支援を提供できるよう、ワンストップ支援センターと警察、医療機関、犯罪被害者等支援コーディネーター等の地域における関係機関等とのネットワークの構築を推進する。また、ワンストップ支援センターにおける支援の標準化に向けて、関係府省が連携して検討を進める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ・ワンストップ支援センターが持続的に運営できるよう交付金の活用により運営の安定化を図るとともに、支援員について常勤化を図る等の適切な処遇により職業として確立できるよう支援するなど、人材確保・体制強化に向けた支援を充実させるほか、研修等を通じて人材育成を推進する。また、相談先の周知を図るほか、多様な被害者が利用しやすいよう、メール・SNS相談、手話、外国語通訳の活用等の取組を交付金により推進する。【内閣府】

③ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の円滑な施行に向けて、その執行体制の確保、専用システムの開発、対象事業者への支援等の取組を行うとともに、国民全体に向けた周知広報を進め、こどもに対する性暴力を決して許さないという社会全体の機運を醸成する。【こども家庭庁】
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び基本指針等を踏まえ、特定登録取消者に係るデータベースの活用徹底や、被害を未然に防ぐための環境整備、研修・啓発の充実、相談体制の整備、児童生徒性暴力等を行った保育士に対する資格管理の厳格化など、保育士による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を一層徹底する。【こども家庭庁】
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び令和8年4月に改訂を行った基本指針等を踏まえ、特定免許失効者等に関するデータベースの活用徹底や、被害を未然に防ぐための環境整備、研修・啓発の充実、相談体制の整備、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する厳正な対処など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を一層徹底する。【文部科学省】
- ・生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化する。【文部科学省】
- ・関係機関・団体等と連携してインターネットの安全・安心な利用のための広報啓発やリテラシー向上のための取組を推進する。また、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループとりまとめ「課題と論点の整理」に基づく工程表」に基づき、関係府省が連携して取組を強化する。【こども家庭庁、関係府省】

（2）配偶者等への暴力への対策の強化

- ・加害者プログラムについて、研修等を通じた都道府県における理解の促進や交付金を通じて

全国的な普及を推進する。また、関係府省の知見を活用しつつ、プログラムの受講の在り方や全国での実施体制の在り方等について検討を進める。【内閣府、関係府省】

- ・配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の一層の周知、同センターへの情報提供や職員への研修の充実を図るとともに、地方公共団体と民間シェルター等の連携の下で行われる先進的な被害者支援等の取組に対する援助、24 時間対応の相談やチャット相談、10 か国語での相談対応を行う「DV相談プラス」などを引き続き実施する。【内閣府】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）を適切に運用し、その施行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

（３）ストーカー対策の強化

- ・ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが高いものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ・被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛ける取組のほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置を見直す取組を推進する。【警察庁】
- ・加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、加害者に対する治療等の有用性の教示や、精神医学的・心理学的アプローチ、受刑者に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実等、警察、刑事施設、医療機関等の関係機関が連携し、加害者更生に係る取組を推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

（４）困難な問題を抱える女性への支援

- ・様々な困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図るとともに、同法の施行 3 年後見直し規定に基づき、法律の施行状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。【厚生労働省】

2. 男女共同参画の視点からの防災の推進

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を推進するため、地方公共団体の取組状況調査の見直しや災害対策本部に女性を積極的に

登用している事例の収集を含め、地方公共団体への働き掛けを引き続き進める。【内閣府】

- ・ J G E P Aにおいて、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域防災の推進拠点となるよう事例を収集し情報発信を行うとともに、「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムを活用し地方公共団体職員等への研修を実施するとともに、その体系化を進める。【内閣府】
- ・ J G E P Aや男女共同参画センターの役割を踏まえつつ、各地の女性防災リーダーを支援する団体や男女共同参画センターの取組状況を把握し、女性防災リーダーを各地で育成する方策や全国的なネットワークの構築に向けた検討を進める。【内閣府】
- ・ 避難所運営等に女性の意見を反映し、固定的な性別役割分担を見直すため、避難生活支援リーダー／サポーター研修で女性リーダー等を育成するとともに、修了者と協力した防災訓練など地方公共団体の取組を支援する。また、女性の視点を活かした防災技術の研究開発から社会実装を進める。【内閣府】

3. W P S（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化

- ・ 「W P S 行動計画」に基づく取組を、国内への周知・啓発や対外発信を含めて着実に実施するとともに、紛争の多発・長期化によって女性の権利が後退しつつある中、W P S の取組を推進する国際機関等を引き続き支援するとともに、各国との連携の強化を図り、W P S の促進を通じ、安定した国際環境の確保や規範形成に貢献していく。また、災害対応における日本の貢献の可視化につなげるため、我が国の経験や好事例を他国に共有するとともに、女性の視点が導入された技術の政府開発援助（O D A）と政府安全保障能力強化支援（O S A）での活用や、国際規格化による日本のW P S リーダーシップへの貢献に取り組む。【外務省】
- ・ W P S を含めジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすため、「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」の実施を通じて、若者の育成に取り組む。【外務省】
- ・ 「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、ジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するための全自衛隊員に対する教育を通じた防衛省全体の意識改革、ジェンダー・アドバイザー等の育成・配置を通じたW P S 推進体制の整備、諸外国との共同訓練・演習へのジェンダー視点の反映や女性のエンパワーメント支援、国際イベントの実施を含む諸外国、機関等との連携、防災演習・国民保護訓練を始めとする自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映等に取り組む。【防衛省】
- ・ 海上保安分野において、国際連携等の推進にかかる取組においてジェンダーの視点を踏まえた取組を進める。また、海上保安大学校等の教育機関においてW P S に係る研修を行うなど、海上保安庁全体のW P S やジェンダーに関する理解を促進する。あわせて、女性施設等の整備を含む職場環境の改善を一層推進する。【海上保安庁】

- ・消防分野において、「W P S 行動計画」を踏まえ、女性消防吏員及び女性消防団員の増加・活躍を図るため、ソフト・ハード両面から勤務環境・活動環境の更なる向上に取り組む。【総務省】